

学校において予防すべき感染症について

学校保健安全法により、出席停止の扱いとなる感染症があります。それと疑わしい場合は必ず病院を受診してください。また、学校において予防すべき感染症と診断を受けましたらすぐに学校へご連絡ください。

登校再開に際しましては、医師から治癒証明書を発行してもらい、登校時に担任へ提出していただきますようお願いいたします。 (インフルエンザと新型コロナウイルス感染症のみ、治癒証明書は必要ありません。)

第一種の感染症 (治癒するまで出席停止です。)

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症

第二種の感染症 (感染症ごとに出席停止期間が定められています。ただし、病状により医師が感染のおそれがないと認めるときは、この限りではありません。)

病名	出席停止期間	おもな症状	潜伏期間	好発季節
インフルエンザ (鳥インフルエンザ、新型インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで	発熱、頭痛、腰痛、全身倦怠感、鼻づまり、くしゃみ、たん	1～3 日	冬～春
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	はじめは軽い咳、のどの発赤がみられる。発病後 1 週間くらいからコンコンという咳が出る。	1～2 週	夏
麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで	発熱、咳、鼻水、めやに、頬の内側に白い斑点 (コプリック斑) ができる。発熱後 4 日目頃より皮膚に発疹。	9～12 日	冬～春
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	37～38℃の発熱。あごの後ろ (耳の下) が大きく腫れて痛む。食欲不振、嚥下困難。	1～2 週	冬～春
風疹 (3 日はしか)	発疹が消失するまで	発熱、発疹、耳の後ろ、首、わきの下などが腫れる。咳や結膜の充血。	2～3 週	春～夏
水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	水ほう状の発疹が体中に次々とする。かさぶたとなり (痂皮化)、治っていく。	2～3 週	冬～春
咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで	発熱、のどの痛み、結膜炎、首のリンパ節の腫れ。	5～7 日	夏～秋
髄膜炎菌性 髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで	重い頭痛、発熱、出血斑、けいれん、意識障害	2～4 日	なし
結核	病状により医師が感染のおそれなしと認めるまで	初期は自覚症状なし。疲労感、寝汗、微熱、続く咳、体重減少など。	1～2 ヶ月	なし

第三種の感染症 (病状により医師が感染のおそれなしと認めるまで)

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

その他 お知らせとお願い

☆新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、発熱や風邪症状による欠席も出席停止扱いになります。

☆アタマジラミや感染性胃腸炎などは、指定の感染症にはなっていませんが、集団生活の中で周囲にうつす可能性があります。その場合は早めに学校までご連絡ください。